

診療所に係る許可・届出

開設者が医療法人等、医師・歯科医師以外の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	診療所開設許可申請	開設しようとするとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第7条第1項 則第1条の14第1項	明診 様式第1号	事前	2部
2	診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請	増改築、室の用途変更、エックス線装置を設置・更新、敷地面積や平面図を変更するとき	法第7条第2項 則第1条の14第3項	明診 様式第2号	変更前	
3	診療所開設目的・維持方法変更許可申請	開設目的や維持方法を変更するとき	法第7条第2項 則第1条の14第3項	明診 様式第3号	変更前	
4	診療所従業者定員変更許可申請	従業者の定員を変更するとき	法第7条第2項 則第1条の14第3項	明診 様式第4号	変更前	
5	診療所開設届	開設したとき	令第4条の2第1項 則第3条第1項	明診 様式第5号	開設後 10日以内	

開設者が医師・歯科医師の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
6	診療所開設届	診療所を開設したとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第8条 則第4条	明診 様式第6号	開設後 10日以内	2部
7	診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届	増改築、室の用途変更、エックス線装置を設置・変更、敷地面積や平面図を変更するとき	令第4条第3項	明診 様式第8号	変更後 10日以内	
8	診療所「開設者の兼務・兼職状況」「従業者定員」変更届	開設者の兼務兼職状況や従業者の定員を変更するとき	令第4条第3項	明診 様式第9号	変更後 10日以内	
9	診療所開設者死亡（失そう宣告）届	開設者が死亡又は失そう宣告を受けたとき	法第9条第2項	明診 様式第12号	死亡後 10日以内	
10	診療所管理免除許可申請	開設者による管理が難しく（病気療養や公職に就任など）、他の者に管理させるとき	法第12第1項ただし書 則第8条	明診 様式第13号	事前	

共通様式

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
11	診療所開設届出事項等変更届	診療所の名称、診療科目、診療日、診療時間、従事医師（歯科医師）の氏名等、管理者の住所を変更するとき	令第4条第1項 令第4条の2第2項 則第3条第2項等	明診 様式第7号	変更後 10日以内	2部
12	診療所（休止・再開）届	休止期間が1年以内の休止するとき、再開するとき	法第8条の2	明診 様式第10号	休止（再開）後 10日以内	
13	診療所廃止届	廃止したとき	法第9条第1項	明診 様式第11号	廃止後 10日以内	
14	診療所管理者兼任許可申請	2か所以上診療所を管理しようとするとき	法第12条第2項 則第9条	明診 様式第14号	事前	
15	診療所専属薬剤師配置免除許可申請	医師が常時3人以上勤務する診療所に専属薬剤師をおかないとき	法第18条ただし書 則第7条	明診 様式第15号	事前	

入院施設を有する場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
16	有床診療所使用許可申請	構造設備等を使用するとき	法第27条	明診 様式第16号	使用前	2部
17	有床診療所建物使用前自主検査申請	自主検査による使用前検査するとき	平成12年6月8日付け健政発第707号厚生省健康政策局長通知	明診 様式第17号	使用許可申請前	

※ 法：医療法、令：医療法施行令、則：医療法施行規則

診療所・エックス線装置に係る許可・届出

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	診療用エックス線装置備付届	診療用エックス線装置を備え付けたとき	法第15条第3項 則第24条の2	明放 様式第1号	設置後 10日以内	2部
2	診療用エックス線装置廃止届	診療用エックス線装置を廃止するとき	法第15条第3項 則第24条、第29条 第1項、第3項	明放 様式第2号	廃止後 10日以内	
3	診療用エックス線装置変更届	診療用エックス線装置の変更をしたとき	法第15条第3項 則第29条第2項	明放 様式第3号	変更後 10日以内	